

令和元年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における平成30年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は362件、契約金額は26.1億円である。また、競争性のある契約は275件(76.0%)、23.8億円(91.0%)、競争性のない契約は87件(24.0%)、2.3億円(9.0%)となっている。平成29年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は74件減少となり、契約金額も43.6%減となっている。競争性のない随意契約の主なものは、国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地や職員宿舍等の賃貸借契約等以下の①～④である。

平成30年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。( )内は前年度

- ① 国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地、職員宿舍等の賃貸借契約  
18件0.8億円(74件1.8億円)
- ② 国等の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業の一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託したもの  
2件0.2億円(6件0.4億円)
- ③ 研究用特殊物品等の調達契約  
4件0.4億円(8件0.6億円)
- ④ 森林保険センター森林保険事務委託(単価契約)  
47件0.0億円(49件0.2億円)

表1 平成30年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 63.9 % ) 288	( 84.5 % ) 26.0	( 75.1 % ) 272	( 89.8 % ) 23.4	( △ 5.6 % ) △ 16	( △ 9.9 % ) △ 2.6
企画競争・公募	( 0.4 % ) 2	( 2.0 % ) 0.6	( 0.8 % ) 3	( 1.2 % ) 0.3	( 50.0 % ) 1	( △ 48.8 % ) △ 0.3
競争性のある契約(小計)	( 64.3 % ) 290	( 86.5 % ) 27	( 76.0 % ) 275	( 91.0 % ) 23.8	( △ 5.2 % ) △ 15	( △ 10.8 % ) △ 2.9
競争性のない随意契約	( 35.7 % ) 161	( 13.5 % ) 4.1	( 24.0 % ) 87	( 9.0 % ) 2.3	( △ 46.0 % ) △ 74	( △ 43.6 % ) △ 1.8
合計	( 100 % ) 451	( 100 % ) 30.8	( 100 % ) 362	( 100 % ) 26.1	( △ 19.7 % ) △ 89	( △ 15.2 % ) △ 4.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
(注2) 比較増△減の( )書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。  
(注3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における平成30年度の一者応札・応募の状況は、表2となっており、契約件数は119件(43.6%)、契約金額は10.3億円(43.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は、①分析機器等研究用機器等の購入契約、⑤電気需給契約、⑦工事等契約は、件数、金額ともに減少した。一方②施設等保守管理等契約、③調査、研究委託業務等契約、④分析機器等研究用機器の保守・点検等契約、⑥試薬、液体窒素等の消耗品購入契約は件数、金額共に増加した。②施設等保守管理等契約の件数、金額の増加要因は、保守管理等を複数年契約で行ったためである。③調査、研究委託業務等契約の増加の要因は、専門性が高く、競争が働きにくい調査、研究委託業務が増えたためである。④分析機器等研究用機器の保守・点検等契約の件数、金額の増加の要因は、高額な複数年契約をしたためである。⑥試薬、液体窒素等の消耗品購入契約の件数、金額の増加は、試薬の契約が増加したためである。

平成30年度の一者応札・応募の主な類型は、以下のとおりである。( )内は前年度

① 分析機器等研究用機器等の購入契約	26件 1.5億円(30件 2.8億円)
② 施設等保守管理等契約	12件 1.4億円(7件 0.7億円)
③ 調査、研究委託業務等契約	46件 1.9億円(32件 1.5億円)
④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	20件 4.3億円(18件 1.0億円)
⑤ 電気需給契約	1件 0.0億円(4件 0.3億円)
⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約	8件 0.4億円(4件 0.1億円)
⑦ 工事等契約	4件 0.4億円(12件 7.9億円)

表2 平成30年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	175 ( 61.6% )	154 ( 56.4% )	△ 21 ( △ 12.0% )
	金額	11.0 ( 42.3% )	13.2 ( 56.1% )	2.2 ( 20.0% )
1者以下	件数	109 ( 38.4% )	119 ( 43.6% )	10 ( 9.2% )
	金額	15.0 ( 57.7% )	10.3 ( 43.9% )	△ 4.7 ( △ 31.3% )
合計	件数	284 ( 100% )	273 ( 100% )	△ 11 ( △ 3.9% )
	金額	26.0 ( 100% )	23.5 ( 100% )	△ 2.5 ( △ 9.6% )

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。

(注4) 不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表1の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

## 2 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達関係並びに一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達

研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和元年度においても引き続き①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続き

の簡素化と納期の短縮】

- ② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。【調達手続きに要する事務量の節減】
  - ③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務量の節減】
  - ④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、その内容の徹底を図る。【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適用件数】
- (2) 一者応札・応募の改善
- 一者応札・応募となっている調達について、平成 29 年度と比較して平成 30 年度の件数は増加しており、金額は減少している。令和元年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。
- ① 入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】
  - ② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】
  - ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】
  - ④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】

### 3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

平成 27 年 12 月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続する。

また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。

#### (1) 検収の徹底

不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成することとする。【監査室による点検実績等】

#### (2) 研究費執行マニュアルの改定等

預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】

#### (3) コンプライアンス・ハンドブックの改定

研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに周知徹底を図る。【コンプライアンス・ハンドブックの改定】

#### (4) 随意契約審査委員会による点検

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。【随意契約審査委員会による事前点検実績等】

### 4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（企画・総務・森林保険担当）

副総括責任者 総括審議役（研究・育種）

委員 総括審議役（森林保険）、審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、  
企画部長、総務部長、調達課長、資産管理課長、財務課長、保険経理課長

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林研究・整備機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。